

J A S 制度と同等の制度を有する国（平成22年10月現在）

有機農産物及び有機農産物加工食品について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国（J A S 法第15条の2 第2項）

アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク

これらの国の政府機関その他これに準ずる機関が発行する証明書をもって、日本国内の登録認定機関に認定された輸入業者は当該輸入農林物資に有機 J A S マークを付することができる。

注）農林水産大臣が、その他これに準ずる機関として指定している機関：なし